

「全方位」回教政策から「大東亜」回教政策へ

—四王天延孝会長時代の大日本回教協会 1942—1945—

島田 大輔

はじめに

第1節 林銑十郎会長時代の大日本回教協会 1938-1942 —その成立と蹉跌—

第2節 1943年の危機と克服

—協会廃止危機と帝国議会における回教政策審議を巡って—

第3節 1943年の政府事業指示と大村謙太郎の回教協会改革

第4節 四王天会長期回教協会の主要事業

第5節 大東亜省の回教政策 —大東亜政策と回教政策の結合—

おわりに

(要約)

本稿では、四王天延孝が会長を務めた、1942年11月から1945年8月終戦までの大日本回教協会の活動を追った。回教協会に対しては過去の人事・業績等により、その存続が疑問視されていた。回教協会は、第81回帝国議会における議会工作などを通じて、回教政策の重要性を政府に認めさせ、また、大村謙太郎専務理事が主導した組織改革を通じて信頼回復に成功した。その結果、従来補助金を支出していた外務省に加え、大東亜省からも補助金を獲得するに至った。四王天期の回教協会は、意見具申や西アジア向け宣伝ラジオ放送などに従事した。回教協会の活動は、平和的な文化宣伝から国策協力に移行し、中東を含めた「全方位」回教政策から、「大東亜」回教政策にその優先順位をシフトすることになった。これは大東亜省が熱心に回教協会支援を行ったためである。その要因は大東亜共栄圏維持のため共栄圏内ムスリムの民心掌握が不可欠であったこと、外務省との角逐であった。

はじめに

戦時下の日本において、イスラーム教徒（ムスリム）を対象とした宣伝・宣撫政策（回教政策）が行われていたことは、近年注目を集めている。当時国内最大の回教政策機関と衆目されていたのが、1938年に日本政府の背景で成立した国策団体大日本回教協会（以下、単に回教協会と略す場合もある）であった。初代会長を林銑十郎が務め（1938年9月～42年11月）、四王天延孝がその後任となった（1942年11月～45年10月）。

筆者は、回教協会の研究をライフワークの一つとしており、西アジア向けラジオ宣伝に関する論考¹、昭和戦前期日本の回教政策及び回教協会の通史的・包括的分析²を既に発表している。回教協会に関する先行研究はいくつか存在するが、活動実態・組織運営の総体的把握はなされず、設立経緯に限る研究³、国内啓蒙を中心とした個々の活動・周辺事情に限る研究⁴しかない。特に、四王天会長期の回教協会について全くといっていい程分析が及んでいない⁵。しかし、林会長期と四王天会長期とでは協会の性格が変質しており、日本の回教政策を理解する上で、四王天会長期に関する分析は不可欠である。

筆者は、回教協会の通史的分析に関しては別稿で既に行っており⁶、陸軍と外務省の回教政策における相違・分業、会長交代に伴う回教協会及び回教政策の変質について考察を行っている。ただし、紙幅の関係で詳しい実証を省かざるを得なかった点が遺憾であった。本稿では、従来特に分析が不足している四王天会長期の回教協会について、協会存続活動の一環であった第81回帝国議会における回教問題の審議、大村謙太郎専務理事による回教協会改革、当該時期の主要事業、大東亜省の回教政策参画の意図、などを通じて考察を加えたい。

なお、本稿の分析においては、大日本回教協会寄託資料「イスラム文庫」（早稲田大学中央図書館特別資料室蔵。以下「イスラム文庫」）⁷を主に用いている。「イスラム文庫」は、回教協会の活動や運営に関わる内部資料を多く含む、大日本回教協会研究の根本史料である。特に、1943年以降の回教協会の内部事情に関しては、本史料がほぼ唯一の一次史料であるが、先行研究では全くといっていい程用いられていない⁸。

第1節 林銑十郎会長時代の「大日本回教協会」1938-1942 —その成立と蹉跌—

大日本回教協会は1938年9月19日、東京九段の軍人会館において各界名士200余名の発起人を揃え発足した。回教協会は、陸海外務三省で組織された回教問題委員会の指

導下に置かれたが、回教協会に対して資金援助（年間 10 万円）⁹を行ったのは外務省であり、事業指示も外務省を通じて行われた。要するに、回教協会は外務省の回教政策実施にあたって、その意向の忠実なる履行を目的に設立された外郭団体であった¹⁰。外務省の回教政策とはすなわち、中東を中心に全イスラーム世界を対象（＝「全方位」回教政策）とし、手法として文化工作を最重視することであった。極東占領地内に回教政策を局限し、宣撫・動員に重点を置いた陸軍との間にはある種の棲み分けがなされていた¹¹。東アジア占領地のムスリム宣撫は陸軍の職掌であり、回教協会が直接関与することはなかったのである。

回教協会はその目的として、イスラームに関する調査研究・文化工作を掲げ事業を行った。主なものに国内啓蒙（雑誌・パンフレットの作成・頒布「回教圏展覧会」、通商助長（「回教圏貿易座談会」「巡礼船派遣（案）」）、対外宣伝（ムスリム向け写真宣伝雑誌『グラフ』の作成）、要人接待（来日ムスリムの世話）があった。『グラフ』のように中には特筆すべきものもあったが、多くの事業は大した効果は挙げ得なかった。林期回教協会の諸施策は「平時の文化宣伝」の趣が強く、戦時体制にはそぐわなかった点が多々あった¹²。軍関係者がトップ・幹部にしているにしては、軍事的視点が希薄だったのである¹³。

設立から数年後、林銑十郎会長長期大日本回教協会は政府関係者から白眼視されるようになり、1941 年度より唯一の財源であった外務省からの補助金が半減（10 万円→5 万円）¹⁴され、さらに、会長交代直後の 1943 年 2 月には補助金全廃の危機を招く。この結果、抜本的な回教協会改革が必要とされ、会長の交代に至るのである。

第 2 節 1943 年の危機と克服

—協会廃止危機と帝国議会における回教政策審議を巡って—

1. 会長交代経緯と補助金廃止通知

1942 年 11 月、任期満了に伴う協会人事の一新があり、四天王延孝陸軍予備中將が会長兼理事長となり協会は新体制【表 1】で出発することになる。会長交代事由としては、第一に前会長であった林銑十郎が大日本回教協会をも傘下に含める大日本興亜同盟（興亜（アジア主義）団体を統轄する大政翼賛会の外局）の総裁に選ばれたことが挙げられる。全興亜団体を統轄する立場の人間が下部組織の長を兼ねるわけにはいかなかったからである¹⁵。第二に、後述の通り、外務省補助金の打ち切りが早いうちから内示されていたことの影響がある。人事刷新を含めた回教協会の改革が求められたのである。新会長

となった四王天延孝は同年4月に行われた所謂「翼賛選挙」において全国最高得点で当選した衆議院議員であり、国家主義者、反ユダヤ論者としても名が知られていた。だが、何故四王天が後任に選ばれたかについての確証は得られていない。「回教=反ユダヤ」という文脈によるものかもしれないが、その後の回教協会において反ユダヤ的な活動を行った事実は確認できていない。四王天が後任に選ばれた事情は不明であるが、実際に新体制の協会を動かしていたのは、新たに専務理事となった大村謙太郎であり、そもそも林前会長から後継者の指名を受けたのは他ならぬ大村であった。しかし、時節柄会長に軍人を持ってこないと具合が悪かったため、四王天を担ぎ出したという事情があった¹⁷。四王天も林の委嘱を受け、大村に会務を一任した¹⁸。なお、大村の略歴は第3節で後述する。この四王天新体制の協会がまず直面したのは協会消滅の危機であった。それをもたらしたのは1943年2月18日に外務省が回教協会宛に送った一通の電文¹⁹である。

【表1】二代目執行部(1942. 11/7~1945. 10/23)¹⁶

会長兼 理事長	四王天延孝	陸軍中将・衆議院議員
副会長	村田省蔵	大阪商船社長
専務理事	大村謙太郎 梅沢修平	実業家・興亜宗教同盟幹事 元満洲国鉄道局官吏

拝啓 陳は大日本回教協会に対する当省補助金は、先に昭和十七年下半年分交付の陸軍省係官より指されし置き候通り、明十八年分よりは支出し得ざることと相成りたるに付右為念申進候。 敬具

これはつまり 1943 年度以降の補助金は打ち切るという意味の通知である。本史料の記述の通り補助金打ち切りは事前に内示されていたようだが、この電文はその最終決定を伝えるものである。外務省からの補助は回教協会の唯一の財源であった。その補助金を打ち切る旨の通知は「斯くの如き協会の存在は之を必要としないといふ意志表示」²⁰と四王天の弁にあるように協会解散の最後通牒であった。補助金打ち切りの理由を当事者である四王天は以下のように説明している。

斯かる状況の中に大東亜戦争が勃発し、全世界の相貌は一瞬にして変化し、国内の思想状況は挙げて戦争完遂に集中され、一切の米英的思念を精算し、大東亜共栄圏の建設と八紘為宇的世界政策の顕現に協力することとなり、文化団体も思想結社も皆共に

この一線に向かって進むこととなったのであるが、独り本協会は依然として旧態を保持し、何等この重大時局に対する方策を講ずることなく過したのであって、当局から昭和十七年度をもって補助金の交付を打切る旨の通達を受けるようになったのである。²¹〔傍線引用者。以下同様〕

要するに、林会長期の回教協会は外務省の意向を反映すべく設立された国策団体ではあったものの、平時の文化宣伝を固守し、国策の変化に対応できる柔軟性を欠いていた。これは「政府は首脳者が変わると政策も必然に変わってくるものであります。ところが回教協会の行ふ事業の如きは、その方針が終始一貫してゐなければなりません」²²との松室孝良（回教協会総務部長・1939年当時）の言の通り、回教協会が国策に左右されない一貫性を志向した結果であった。1938年以降、独ソ不可侵条約、第二次世界大戦、日独伊三国同盟、独ソ戦、太平洋戦争と重大事件が相次ぎ、国際環境は激変に次ぐ激変を繰り返していた。そのため日本政府の対外政策もその都度路線変更を余儀なくされ、回教協会発足以来の5年間はまさに激動期に当たっていた。にもかかわらず、回教協会には設立当時の方針を守株することに終始した。その上、回教協会は業績面の上でも問題視されていた。従って、補助金打ち切りはいわば当然の決定と見なしうる。

ただし、敢えてこの時期に外務省が打ち切りを決定したことには、前1942年までに在中東公館が相次いで閉鎖したことの影響が推測される。外務省より補助打ち切り通知が届いた時点で開かれていた在中東公館はトルコ・アフガニスタンしか残されていなかった²³。また、前年の1942年11月の大東亜省の設置と共に、それまで回教協会を担当してきた外務省欧亜局（第三課）は新たに出来た政務局に統合された。この新省の新設及び省内の整理統合によって、当然外務省全体（延いては政務局）の予算は削減されたはずである。つまり、独自の外交ルートを断たれ、予算を減らされた外務省にとって、これ以上回教政策に関与する必然性は残されていなかったように見えたのである。

2. 大日本回教協会の議会工作 —第81回帝国議会—

だが、これに対し、四王天会長以下新体制の協会側は黙認して協会解体に向かうことなくどうか協会が存続させるように運動を起こした。一例を挙げるならば、1943年1月末、四王天会長自ら政府へ趣意書を提出し、また2月には第81回帝国議会での二回に渡って質疑を行い、政府の回教政策への姿勢を質している²⁴。これは会長四王天の衆院議員としての資格を生かした運動である。回教問題が議会で議題になったことは1939年

第74回帝国議会の宗教団体法案審議の際にもあった²⁵が、日本の回教政策そのものが本会議で問われるのは前代未聞の事態であった。

概略を説明すると、1943年1月26日に四王天が質問趣意書を提出、内容は全世界「回教圏」に対する日本の方針を問うものである。趣意書の回答が来る前に、2月9日、衆院予算委員会第一分科会において四王天は八項目に渡る質問を行った。即ち、①イスラームに対する政府方針の有無、②回教政策という政策枠組みが日本に存在するか否か、③当問題につき枢軸国間で連携はあるのか、④日本の対トルコ政策、⑤日本の対インド政策、⑥日本の対南方占領地政策、⑦⑧日本の対ムスリム宣伝（欧米の逆宣伝に如何に対処するか）の八点である。これに対して、谷正之外相は「日本政府は決して回教徒問題に無関心なのではなく、その大部分が米英の圧制下にあることに深い同情を有している。枢軸諸国は協力して彼等の解放に努める。日本政府としては、八紘為宇の大方針に基づき、ムスリムの信仰を尊重し、回教諸国の正当なる地位の回復に協力を惜しまない覚悟である」（以上要約）といった回答を行った。政府として回教政策そのものの必要性を否定することは出来なかった。従って、回教協会に対し、非常に好意的な言質を与えた形になる。だが、四王天の求めた個別案件への回答は避けた。その一週間後の2月16日に、1月26日の質問趣意書への回答（署名：外務及び大東亜大臣）が出された。だが、これは2月9日の谷外相の答弁よりもひどく簡潔な内容で、原則論の繰り返しのようのものであった。

また、その二日後の2月18日に外務省から補助金廃止の正式通知²⁶が出されている。これは谷外相の言質に反するものと回教協会は受け取ったに違いない。当然、四王天は不服とした。不服理由として四王天は再質問状において「簡單ニ過グルノミナラス該質問書提出ノ趣旨ニ合セザル憾アリ」と述べている。そこで四王天は2月19日再質問状を提出した。ここでは再度政府の回教政策への熱意が問われている。この再質問状への答弁に代えて、2月23日衆院本会議において四王天の質問が許されることになった。

この本会議において、速記録の文字数で言うと七千字を超える質問を四王天は行った。ここでは再質問状に則り、五項目の質問を行っている。①回教政策に対する政府の熱意、②南方占領地の回教徒対策、③日本官民のイスラーム知識啓蒙の必要性、④回教政策の具体策、⑤イスラーム地域への日本側宣伝、以上五項目である。先の予算委員会第一分科会よりも絞られているが、重複する問題が多い。特に④では四王天が先の谷外相の答弁を不服とした具体的な理由として、「政府ノ答弁ニアル如ク、単ニ回教徒ニ対スル信念ヲ披歴スルダケデハ、所謂外交辞令ト解セラルル虞ガアリマスカラ、何等カノ具

体的ノ施策ヲ樹立シテ、之ヲ彼等ニ提示スルノガ宜シイノデハナイカ」と述べている。要するに、巧言を弄するだけではなく、具体策を行うよう政府に求めたのである。四王天がこの発言をなした際に、具体的な回教政策を行う機関として、自ら主宰する回教協会を想定したことは想像に難くない。だが、この四王天の質問に対し、谷外相、青木一男大東亜大臣は具体策の提示を避けた。ここでも政府答弁は官僚的答弁に終始し、「回教徒ニ対スル信念ヲ披瀝」するだけで終わっている。この衆院本会議における二度目の質問においても協会側はより明確な言質を引き出すことはできなかった。だが、回教問題が日本にとって重要な問題であることは両大臣とも認めた。この議会工作の結果、回教協会会長四王天は回教問題を衆院本会議にまで引き出し、少なくとも政府をして四王天の説く回教政策の意図が政府の方針と合致することを明言させることには成功した。

回教協会はこの一連の答弁を宣伝材料とし、官報に載せられた議論の速記録と質問に対する内外の反響をまとめて『第八十一回帝国議会に於ける回教問題の審議』²⁷なるパンフレットを作成した。また、四王天の質問に対する谷外相の声明を踏まえ、2月13日の朝日新聞朝刊に「全回教徒の解放へ」という社説が掲げられた。ここでは、谷外相の声明を評価し、回教政策の推進に好意と期待が寄せられた。

この議会工作と補助金打ち切りとの直接的関係を示す史料は管見の限り見つからない。だが、様々な観点から、この議会工作は追いつめられた協会の苦肉の策であったと理解できる。質問がなされた時期は補助金廃止の通達とほぼ同時期であり、四王天の意図は政府側から回教政策の重要性を認める言質を引き出し、それを担保に協会の存続を図るものでなかったのかと解せる。そのため、四王天は一度目の質問で十分な言質を得ながらも、より明確な言質を得るために再質問を行ったのである。また、一度目に得た言質に反する補助金廃止の正式通知も四王天を再質問状提出に駆り立てたのだろう。だが、どのみち政府として、回教政策を公的に行うと明言することは難しかった。特に1943年当時日本が工作対象として力を注いでいたインドにおいては伝統的にイスラームとヒンドゥー教の対立があった。イスラームのみを支持し、それに対する強力な政策を行うとは言い切れない事情が日本政府にはあったのである。しかし、「八紘為宇」を国是とし、アジアの解放を大義とした「大東亜戦争」を遂行中の日本政府が原則として回教政策を否定することも出来なかった。その意味では、大本回教協会存続を賭けたこの議会工作は極めて戦略的な取り組みであったと評価できる。

3. 補助金再開運動の成功

他にも、詳細は不明であるが、あらゆる方面に対し、様々な働きかけを行っていたようである。協会が政府と数十回の折衝をしていたことは、後述する四王天の証言から明らかであるが、その他に、政府に対する影響力を有する大物への接触として、大川周明への接触が一例として挙げられる。大川周明はこの前年1942年に『回教概論』²⁸を世に問うたように回教問題に関して造詣が深いことで知られていた²⁹。大川は1943年当時、「大東亜政略指導大綱」の大東亜省案の作成に関わっており³⁰、6月2日には興亜総本部（興亜同盟の後身。大政翼賛会の外局の一つ）事業部長に就任していた。いわば大東亜共栄圏構想のイデオログ的立場にあった。『大川周明日記』によれば、1943年5月大川周明と回教協会は幾度となく接触をしている³¹。大川への接触はまず回教協会の講演会の出演依頼（5月3日）に始まる。大川を招いた協会主催の講演会は5月14日に神戸で行われ（13日京都でも講演会の予定があったが、空襲警報で中止）、満員の人を集めたという。この13日、14日連続で会長以下協会幹部と会食をし、同月26日には単に会談目的のみで赤坂で四王天・大村と会食している。確たる証拠はないが、その会談のなされた時期、大川の影響から、この接触は補助金再開運動の一つの可能性が高い。

以上の努力の甲斐あって7月になって、補助金再開が決定された。外務省の補助金（5万円）と同時に大東亜省から新たに8万円の補助金下附が決定³²し、政府から合計13万円の補助金を支給されることになった。そのため四王天をして「この合計十三万円という補助金は協会誕生以来の最高の数字であって、吾々の努力は蓋し大成功とされるのである」³³と言わしめるように、補助金再開運動は成功裏に終わることになる。

しかし、その再開に至る経過は、四王天会長自ら、「新幹部はこの事態の中に着々本会の再出発すべき考案を練り、極力奔走をなし、本会が国家的使命に於て極めて必要なことを力説したが、各般の事情は本会過去の積弊と相俟って本会の将来に対する不安となり、更新の計画は中々進歩しなかったが、折衝を重ねること数十回、本月〔1943年7月〕になって漸くその存在が肯定されるようになった」³⁴と表現するように非常に難しい交渉であった。この事態を引き起こした回教協会内部の問題が深刻であり、補助金打ち切りが強固な意志のもとに決定されたことが推し量れる。しかし、回教協会は何とか外務省の補助金廃止決定を撤回させることに成功した。一時期回教協会廃止論に傾いた外務省を翻意させ、補助金支出を継続させたのである。だが、以上の経緯を経たために、補助金の再開にあたり回教協会は政府側の要求を全面的に呑まざるを得ない状況に陥るのである。

第3節 1943年政府事業指示と大村謙太郎の回教協会改革

1. 1943年外務省・大東亜省事業指示とその分析

以上のように外務省よりの補助金が再開し、新たに大東亜省からも補助金下附の運びになったわけであるが、両省はその際、条件として共に事業指示を出している。この1943年7月に出された両省による二つの事業指示は、その後の回教協会の方向性を決定づけることになる。以下、全文を掲載し、その分析を行いたい。

【1】外務省「大日本回教協会当面ノ事業ニ関スル指示」³⁵（1943年7月13日）

今般大東亜省トノ協議ノ結果当省ヨリ貴協会ニ対シ本年度補助金五万円也ヲ支給スルコトナリタル処（大東亜省ヨリハ別ニ金八万円也支給ノ筈）、今次新発足ニ当リテハ、協会ノ人事ニ適任者ヲ得テ内容ヲ充実シ堅実且実効ナル事業ヲ実施スルコトニヨリ大東亜戦争完遂ニ協力サル様致度、此際協会当面ノ事業ニ関シ左記ノ通指示ス。

一、対西亜宣伝ニ対スル協力（本事業ハ機密性ヲ有ス）

現在実施中ノ西亜向宣伝放送ノ原稿作製及資料ノ整備等ニ協力スルモノトス。但本件協力者ハ西亜事情ニ精通シ少クモ英語、出来得レハ「アラビア」語「ペルシア」語ニ堪能ナルコトヲ要ス。

二、来朝又ハ在留回教徒ノ斡旋接待

必要ニ応ジ、来朝回教徒又ハ在留回教徒ノ世話接待ヲナスモノトス。尚教団ニ対シテハ毎月適当額ノ補助金ヲ支給スルモノトス。

三、回教問題ニ関スル国内啓発

本件事業ニ付テハ関係官庁（主トシテ本省大東亜省及情報局）ト緊密ナル連絡ノ上、実効アル啓発ヲ行フモノトスルモ、既存回教関係機関トノ重複ヲ避クルコトヲ要ス。

四、回教関係機関トノ連絡

回教問題ニ対スル諸機関又ハ研究者ト連絡シ相互ノ重複ヲ避クル如クスルト共ニ本問題ノ推進ヲ相互協力スルコト。

五、人事及会計

協会ノ人事ニ関シテハ事前ニ本省関係課ノ了解ヲ得ルト共ニ年四回会計報告書ヲ提出スルモノトス。

【2】大東亜省総務局総務課「大日本回教協会ノ当面ノ事業ニ関スル指示」³⁶（1943年7月9日）

今般本省ハ外務省トノ協議ノ結果、大日本回教協会ニ対シ、本年度分（即チ本年四月一日ヨリ明年三月三十一日迄）補助金トシテ金八万円也ヲ支給スルコトナリタルヲ以テ、（外務省ヨリハ別ニ金五万円也ヲ支給ノ筈）茲ニ、新発足ノ同協会ノ事業ニ関シ、左記ノ通り指示ス。

尚本協会ノ経営問題ニ関スル従来ノ諸経緯ニ鑑ミ、今次協会ノ再出発ニ当リテハ、特ニ本省ト緊密ナル連絡ヲ保持シテ、人事ニ其ノ人ヲ得ルト共ニ、其ノ事業ノ堅実ニシテ且実効ノナランコトヲ期スルヲトシテ致度。

（一）対外宣伝（本事業ハ機密性ヲ有ス）

（イ）回教徒向海外放送原稿ノ作成、及資料ノ整備ヲナスモノトス。

（本事業ニ関シテハ主トシテ外務省調査四課長及情報局三部課長ト連絡協議ノ上、速ニ具体案ヲ作成シ実施ニ移ルモノトス）

（ロ）支那西北地域、雲南地方、及印度等近接敵地ノ回教徒ニ対スル宣伝及情報工作ニ関シ立案スルモノトス。

（本項事業ハ大体现地機関ニ於テ実施中ノモノナルカ、差当リ協会トシテハ、右近接地域ノ諸般ノ事情ヲ調査較量シテ、実行可能ナル方策ヲ立案具申スルモノトス）

（ハ）大東亜地域内ノ回教徒ニ対スル、取扱及宣伝ノ現状ニ関スル調査報告及右ニ関スル今後ノ施策ニ就キ意見具申スルモノトス。

（二）要員養成ニ関スル研究（本事業ハ機密性ヲ有ス）

差当リテハ、現在本邦ニ行ハレ居ル民間養成機関又ハ篤志家ノ活動ニ関スル調査報告及本件ニ関スル諸方面ノ意見、計画、及其ノ他資料ノ蒐集報告ヲナスモノトス。

（三）調査

協会自身ノ調査研究ト並行シテ、各方面ニ行ハレ居ル回教問題ニ関スル研究調査ノ結果ヲ総合集約シテ政府ノ政策樹立ニ活用セシムルコト、及政府ノ要望ニ副ヘルカ如キ調査研究ノ行ハルルカ如ク諸調査機関及研究家ニ対シ方向ヲ与フルコトニモ重点ヲ置クモノトス。仍テ政府機関ニ対シ本問題ニ関スル各方面ノ調査研究ノ概要ヲ月報トシテ報告シ、他方政府側ヨリ供給セラルル本件情報ヲ特定方向キニ内報スルコトニ関シ具体案作成方ヲ希望ス。

- (四) 回教問題ニ関スル諸団体又ハ研究者、篤志家等ト緊密ナル連絡ヲ保持シテ、之カ仲介連絡機関タルノ任務ヲ担当シ、又必要ニ応シ此等ヲ動員シ得ル様所要ノ準備連絡ヲ整ヘ置クモノトス。
- (五) 必要ニ応シ来訪者又ハ在留回教徒ノ世話、接待ヲナスモノトス。尚教団ニ対シテハ毎月適当額ノ補助金ヲ支給スルモノトス。
- (六) 回教問題ニ関スル国内啓蒙
本項事業ニ関シテハ、関係官庁（主トシテ本省、外務省及情報局）ト緊密ニ連絡ノ上、実効アル啓発ヲ行フモノトス。
- (七) 会計及人事
年四回ニ亘リ会計報告ヲ提出スルト共ニ、協会ノ人事ニ関シテハ事前ニ本省関係課ノ了解ヲ経ルモノトス。

以上が、外務省、大東亜省の事業指示書である。外務・大東亜両省の共通する事項としては、その業務の第一に對外宣伝協力を挙げており、また調査活動・意見具申等の履行が目立つ。外務省が重点を置いたのが前者であり、大東亜省は後者に重きを置いている。第二に、人事及び会計である。人事について政府の事前承認が必要とされ、年に数度の会計報告が必要であると明記されたのは、1943年業務指示がはじめてである。また、両指示書ともに「人事の刷新」を訴えており、林会長期の回教協会の人的構成に問題があったことが察せられる（詳細後述）。会計報告を求めたのは、林会長期において資金運用で不透明な点があった可能性もある。第三に従来の外務省指示にもあったイスラーム知識の国内啓蒙、来日ムスリム接待、関係団体との連絡は両省ともこれを指示している。また、相違点としては、関心の相違は当然として、外務省の指示が非常に簡潔であるのに対し、大東亜省の方が詳細且多岐に渡る指示を出している。記述量の多寡が、必ずしも、熱意を反映するとは限らないが、補助金額を考慮に入れると大東亜省の意欲は明らかである。

大東亜省の事業指示によれば、大東亜省が想定した工作対象は東アジアのムスリムであった。この地域は、そもそも陸軍の回教政策の管轄であった。大東亜省によって、陸軍の回教政策を補強する役割が回教協会に求められたのである。なお、大東亜省参画の詳しい背景については、第5節にて改めて考察を加えておいた。他方、あまり意欲を感じさせない外務省の事業指示であるが、その事業指示を西アジア宣伝放送に絞ったことは注目に値する。外務省はあくまで中東をその回教政策の対象と見なし続けたのである。

ただ、両省のどの指示を見ても時局色の強さが否めない。特に大東亜省指示には、近接敵地対策への協力や、「政府ノ政策樹立ニ活用セシムル」という目的が明記されている。内容の若干の相違は認められるが、両省の事業指示の要点は回教協会を名実共に国策団体化することにあったようである。それは補助金の代償であり、戦争の先行きが不透明な中で、敢えて回教協会に出資する立場からすれば、いわば当然の要求であった。協会も過去の経緯からそれを受け入れざるを得ない状況にあった。

2. 大村謙太郎の回教協会改革

協会は、以上の指示に応えるために協会体制の改革を並行して行った。この回教協会改革に尽力したのが、専務理事であった大村謙太郎（1888-1962）である。大村はあまり一般に知られた人物ではないので、ここで略歴を紹介しておきたい。大村謙太郎は独逸学協会学校（現在の獨協大学）校長を務めた教育学者大村仁太郎の長男である。また叔父（仁太郎の妹婿）は近代日本の東洋史学の始祖とも言われる白鳥庫吉であった。1912年東京大学文学部東洋史学科を卒業し、その後大学院まで進んだ。卒業後、獨協中学講師を務めた後、実業界に転じ、父仁太郎が興した精華書院及び独逸学雑誌社社長等を務め、後に大東亜省囑託や、国際親善協会常任理事、興亜宗教同盟常任理事等団体役員を歴任した。戦後に『ティベツト史概説』³⁷という著書を出したが、大学に勤めた経歴はない。ちなみに回教圏研究所³⁸所長であった大久保幸次とは小学校同級で生来その交流は続いた。大村自身の回想によれば、1920年代初頭から「回教問題」に深い関心を寄せており、クルバンガリー（在日タタール人ムスリムの指導者）³⁹や一時駐日していた愛新覚羅溥儀（溥儀の従兄弟でムスリム）と交流を持った。そのため、回教協会設立当初に林会長から理事就任の打診を受けるが、「政策の方向性の違い」を理由に拒絶した。しかし、1942年夏大村が大東亜省囑託を勤めていた頃林から再度就任要請があった。これに対し、大村は人事刷新と全権委任を条件に許諾、回教協会の責任者となった⁴⁰。なお、戦後は回教協会の後継団体である「日本イスラム協会」の理事長となり、同時に宗教懇談会理事長となった⁴¹。

この大村が中心となって、回教協会改革は行われることになる。まず、人事を刷新し、少数体制を確立した。四王天会長就任から数ヶ月で、人事は刷新され、新たな陣容を持つに至った。四王天は訓辞の中でその模様を以下のように述べている。

林会長辞任と共に本会の理事は松島理事長以下全員辞職し、代わって大村、梅沢両氏

が理事に就任され、ここに本協会に新発展の機会が到来したのである。……本会の理事は政府当局の要望により其の数を最下限度に止め、決裁下方面に向かって、迅速機敏な処理がとれることと、比較的機密了項の多い回教問題を処理するのに遺憾のないようにしてある。自分の新任当時本会には十数名の職員が在ったが新年度に至る間に二名を残して殆ど全員が退職した。⁴²

実際、林期と四王天期の理事・職員表⁴³を見比べるとかなりの人員が削減されている。大村の回想によれば、この処置は林前会長、新会長四王天の了承の上で行われた人事の大刷新であったという⁴⁴。

また、意見具申をなす体制を整えるため、協会内に「回教政策審議会」を設置し、具申書の作成機関とした⁴⁵。この回教政策審議会は「回教政策ノ根本問題ヲ審議ス」ことを目的とし、協会役・職員を中心に組織された、回教問題に関する、協会内の諮問機関である。メンバーには、協会専務理事の大村謙太郎をリーダーとして、調査部所属者が揃い、協会外部からも大久保幸次（回教圏研究所所長）や内藤智秀（元外務省嘱託）、大島豊（善隣協会会長）等、同問題のスペシャリストを招いた。大村と大久保は小学校以来の知己であったことに起因するであろうが、大久保が回教政策審議会に参画したことは回教圏研究所との密接な関係構築に成功したことを物語る。また、回教協会に政策を立案させるようになったということは重大な変化であると注目したい。それ以前は政府側が方針を出し、それに沿う形で、協会業務が行われたのであるが、1943年度以降は協会側にも政策立案が委託されるようになったのである。これは回教協会のシンクタンク化を意味し、国策協力体制の典型と見なせるが、一面では回教協会に回教政策への能動的関与を生むことになった。それは回教協会発足以来続いてきた回教政策の枠組みの改変と見做しうるものである。回教協会の指導機関である回教問題委員会に対し、「該三省委員会〔回教問題委員会〕なるものは絶えず委員の交替が行われ、加えて時宣的政策主義以外の何ものも有せず、根本理念に立脚せん政策意義を基礎に置くことなしというに至りては、蓋し策有りとも雖も名のみにて実は無きに等しと断じざるを得ず」⁴⁶との批判が、回教政策審議会で行われていたことからそれは推し量れる。四王天会長期の回教協会は国策協力体制を強めるが、決して受動的な姿勢で国策に追随したのではなく、矜持を持って回教政策立案に関わり、国策追求のため体制批判を辞さない姿勢も有していたのである。なお、その審議内容は、占領地ムスリム工作や対外宣伝の在り方、留学生の取り締まりや初等教育上でのイスラーム啓蒙など多岐に渡っており【後掲、表2】、これら

は後述の通り、大東亜省を中心に政府に対し実際に具申された。

また、改革と呼ぶには細かい点であるが、成績優秀な職員に対し表彰⁴⁷を行い、志気の高揚に努めた。具体的に何に対しての表彰かは不明であるが、四王天の弁によれば「特種の事業に関し本会の隆盛に寄与せられた諸氏」⁴⁸とある。機構の改革面では、まず経理部門の独立⁴⁹により監査体制を強化させ、政府からの財政監査要求に応えようとした。

以上の改革が評価されたためか、翌1944年度には、大東亜省からの補助金が20万円に大増額され、外務省と併せ25万円の運営資金を得るまでになった⁵⁰。大東亜省の数少ない現存史料の一つに茗荷谷研修所旧蔵記録がある。そこには1944年度の各種団体への補助金額を記したファイルが現存している⁵¹。議会提出資料のためか残念ながら大日本回教協会の名は記されていない。だが、他団体との比較検討が可能である。東亜同文会への393万円という補助額は例外であるが、同種同規模の団体に対する補助はおおむね5～10万円程度であり、大日本回教協会に対する20万円という補助額は大東亜省の団体補助費としては高額の部類に属する。この大増額の要因について、四王天は「時代が回教問題の必要性を高度化した結果と見なすべきだが、一面には協会自身が秩序ある業態になったことに起因するもの」⁵²と述べており、純粋に協会改革の成果と見做してよいだろう。ムスリムと日本の橋渡しをすることのみに注力していた林会長期と異なり、戦時下ということを踏まえた組織運営を四王天期の回教協会が行っていくことになる。以上見てきたように、大村の回教協会改革とは即ち対政府翼賛運動であった側面が大きい。だが、それは戦局の悪化と共に非常時の極みにあった当時の日本においては、やむを得ないことであった。

第4節 四王天会長期回教協会の主要事業

四王天時代に入り、協会は内部改革を着実にを行い、「戦局の裏面に大きい働きをする、云わば戦力の一助となるような面に活躍する」⁵³国策協力体制を確立した。この時期の協会の活動は、林時代に引き続き国内啓蒙や要人接待も行っていたようであるが、戦局の悪化によって国内情勢は啓蒙する余裕を失わせ、ムスリム要人の訪日も途絶え、それらの協会事業内での比重は明らかに落ちていた。代わって重要視されたのは、外務・大東亜省指示にあった対外宣伝協力と具申書の作成である。

まず、対外宣伝協力として、ラジオ原稿を作成し、週一回提出するのが協会の日課となっていた。回教政策において、宣伝対象になったのは占領地外の中東（西アジア）の

ムスリムであり、既に対日断交していた諸国（特に民衆）に日本の主張を訴え、対日融和を誘い、局外中立を表明していたトルコに対し、その中立を保たせるのに目的があった。ラジオという手段が用いられたのは、かつて主流であった宣伝雑誌の配布が在外公館閉鎖で不可能になったためである。この西アジア向けラジオ宣伝工作については、別稿⁴⁾において詳しく分析したことがあるので、詳細はそちらに譲る。

ラジオと同様の意図のもとに行われた事業として、宣伝映画の作成があった。これを企画し、回教協会に持ち込んだのは映画配給社（1942年2月、映画の配給を一元化するために設けられた社団法人）南方局企画部員であった青山光二である。青山はその回想を残しており⁵⁵⁾、四王天会長期回教協会の内部事情が詳細に書かれており興味深い。映画の題名は「東京の回教徒」であり、東京イスラム教団団長であったイブラヒム⁵⁶⁾の生前から死後までを撮したものであった。制作は朝日映画社で行い、監督は森井輝雄が務めた。映画会社にイスラーム知識が欠如していたことから撮影には相当の苦労があったという。これに対し、回教協会は出演者や撮影場所の便宜を図り、企画・指導にあたった。この映画が実際に宣伝に供されたかは不明であるが、1945年2月に日本橋三越で試写会を行ったという回教協会側での説明もある⁵⁷⁾。

この四王天期の協会の業績として特筆しておきたいのが、回教会館、回教学生寄宿寮というハード面でのインフラ整備である。両者ともムスリムの特殊な習慣に配慮した施設であり、回教会館は「礼拝所、集会所、図書館、回教圏地方二関スル参考館、宿泊所及附属学校」を備えた組織で、協会発足当初からその目的の一つとしていた。実際の建設は渋谷区松濤の敵産家屋の払い下げを受けた上で作られた⁵⁸⁾。同会館は協会本部を併設し、1944年5月16日から本格的な使用を開始した⁵⁹⁾。だが、実際どのような設備があり、どれだけ利用されたかは不明である。回教学生寄宿舎は1943-44年のある時期に中野区に借家を借りて、ムスリム留学生専用の寄宿舎としたものである⁶⁰⁾。このような寄宿舎が必要となったのは、当時インドネシアやマレー等から「南方特別留学生」として、多くの留学生が来日していた事情がその背景にある。

回教協会は、四王天期に至り、ようやく国策団体として秩序ある仕事を行い、確固たる業績を残すことができるようになった。この時期の回教協会の実質的な責任者であった大村謙太郎は終戦直後の1945年8月18日の講話⁶¹⁾で以下のように述べている。

特に此の際自分が感慨を深くするのは、日本の回教問題がもっと早く秩序の上に立つてゐたらばということである。……十年前からでもいいから今日我々がやつてゐたや

うな精神で世界政策的な動きをしてゐたならば、この戦争にもっと大きく意味することが出来たのではないかということである。

大村はこの講話の前の部分で、自分が関係していなかった時期—林会長期の回教協会を「国策的立場から何一つそれらしい政策を纏めてゐなかつた」と評している。多少割り引いて見る必要はあるが、少なくとも、大村にとっては、自分が運営していた時期の回教協会は「秩序の上立って」「世界政策的な動き」をしていたと見ていたのである。1943年、1944年に政府補助金が急騰したことはその証左と見なす。しかし、戦局の悪化によって、如何に効果的な宣伝を行ったとしても、ムスリムをなびかせることは難しい局面に立ち至っていた。林会長期の回教協会の施策は平和的な文化宣伝に重きを置いていたものの、組織運営は無秩序であり、国策に寄与する成果を挙げ得なかつた。換言するなら、林会長期の回教協会は、大村の言にあるように、「国策団体」として見た場合失格であつた。大村が、それを如何に立ち直らせようとしたところで在外ムスリムに対するプロパガンダとしての回教政策が効果を挙げるには既に遅きに失していたのである。

第5節 大東亜省の回教政策 —大東亜政策と回教政策の結合—

1943年以降、回教協会に対する補助者として大東亜省が登場した。大東亜省関係の史料のほとんどが消失しており⁶²、回教協会内部の史料でも同省に関する史料は多くはない。だが、1943年以後主務官庁である外務省を上回る補助金を下付した大東亜省の存在は無視できない。大東亜省の影響力が外務省のそれを上回つたとみても不思議ではない。

大東亜省は1942年11月に設立された。同省は「大東亜地域に関する諸般の政務の施行（純外交）、同地域内諸国における日本の商業の保護、在留日本人に関する事務ならびに同地域における移植民海外拓殖事業および対外文化事業に関する事項を所管」⁶³する、いわば大東亜共栄圏の管轄官庁として設置された。大東亜省内で回教協会を管轄していたのは、1943年度業務指示の発給元から総務局総務課であろう。ただし、先述の通り大東亜省の史料の多くは消失しており、同省内における担当者や政策決定過程は判然としない。そのため、推論にならざるを得ないが、大東亜省が回教政策に興味を抱いた意図を考えてみたい。

まず、検討したいのは1943年7月の補助金再開に際し両省から出た訓戒⁶⁴である。

大東亜省「この一年は準備期間だから、そのつもりでしっかりやってほしい。準備期間が不結果に終わると大東亜省の面目問題になる。」

外務省「協会の件に関しては過去に於ける業績からその存廃に対して種々の議論があつて、外務省としては一応之を解消させるといふ意見であつたが、折角更正して大いにやるといふことだから、今年は今一応やらしてみることといふことになつたのである。どうかうんと勉強して貰ひたい。」

両者を比較すると、大東亜省が「面目問題」とまで言っているのに対し、外務省は「一応やらしてみる」と付き合いで渋々再開するという印象を受ける。先に見てきた補助金額、事業指示項目等を総合しても、大東亜省の方が意欲的なのは明白である。ではこの「面目問題」とは何なのか。それは大東亜省の設立経緯及目的に起因するものであると思われる。

そもそも大東亜省の設立の目的は、大東亜共栄圏の建設にあった。1943年当時、戦局は悪化し、最早敗戦は避けられない状況に陥っていた。そのため、既占領地の処遇が重要視され、その政治的結束を高め、対日離反を防ぐことが重大な関心事となっていた。その構想の下、1943年5月に御前会議において「大東亜略略指導大綱」⁶⁵が決定された。この大綱はアジア既占領地の処遇及指導に関する政府方針書であり、これにより、フィリピン・ビルマの独立、マレー・インドネシアの帝国領土編入、大東亜会議の開催が決定された。そして、この大綱に則って同年11月東京に大東亜共栄圏内の要人を集め大東亜会議が開催された。以上の一連の大東亜政策の実行に当たり「東亜共栄圏ノ建設ハ経済開発、共同防衛ダケデハ未ダ尽セリトハ言ハレヌ、宗教的ノ指導ト云フコトハ上記ノ如ク甚ダ重大デアル」（傍点引用者）⁶⁶といった認識が出現し、共栄圏内の宗教政策が注目されるようになっていた。その一環で、マレー・インドネシア等に多数の信徒を有するイスラームへの対策が見直されたのであろう。つまり、共栄圏内に一億人を数えるといわれたイスラームの処遇問題は、南方占領地の離反を防ぎ、労働力の拠出等の対日協力を促進させるためには避けては通れない道であった。従来、陸軍軍政部において、この種の工作は独自に行われていたものの、成功を取めた地域⁶⁷、失敗した地域⁶⁸と区々であり、当該地域を広く管轄する大東亜省としては万全を期すため、イスラームに造詣が深い回教協会に協力を求めたものと思われる。

また、大東亜省はその設立に当たり、外務省の職掌を大幅に奪うことになり「外務省はヨーロッパの一部同盟国・中立国との外交を掌るのみの権限の限られた省」⁶⁹になってしまった。しかし、外務省内部には外政一元化構想の下、大東亜省設置後もイニシアチブを取ろうという動きが存在していた。その動きについては波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』に詳しい。具体的には、人事面で外務省関係者を主要ポストに出向させ、影響力を保持すると共に、大東亜関係の高度政策に関する重要案件（「大東亜政略指導大綱」や「大東亜共同宣言」）の策定の際に、外務省の主張を大幅にねじ込むことで、大東亜省の形骸化を図っていた⁷⁰。だが、波多野氏の分析は、大東亜省関係の史料が不足しているという史料的制約上仕方ないとはいえ、大東亜省に抵抗する外務省の立場に依った論述がされている。だが、外務省のこうした動きに対し、大東亜省側も何らかの行動を想定していたことが推察でき、その一環として回教政策に着目した可能性が指摘できる。つまり、大東亜省の存在意義（＝「面目」）を示すためには独自性のアピールが必須であり、その中の一手段として回教政策を重視していたのではないかと。

大東亜省が回教政策を重視していたのは、最終的に 20 万円という大金を下付したことから明らかであるが、占領地統治、外務省との角逐といった諸問題がその背景にあったことが仮説として提示できる。勿論、大東亜省と関係が深かった大川周明の斡旋や、回教協会専務理事就任直前に大東亜省囑託の身分であった大村謙太郎の人脈も功を奏したであろう。しかし、人脈だけで大金は下付できない。やはり、大東亜省としては上記の危機意識が回教協会支援の主要因であったと思われる。

大日本回教協会はこの大東亜省の要請に応える活動を行った。まず、1943 年以降、内部に設置した回教政策審議会で占領地における回教工作のあり方を審議し、大東亜省に度々具申した。事実、1943 年度の具申書はほぼ全て大東亜省に出されたものであった【表 2】。また、占領地でムスリムと関わることになる邦人のために簡単な手引きを作成した⁷¹。そして、要請に応じて協会関係者を南方占領地に派遣して、回教工作に従事させた。たとえば、大日本回教協会は、鈴木剛、稲田将、渡辺正治（以上、傘下の東京イスラム教団員で日本人ムスリム）

【表2】1943年度大日本回教協会提出具申書一覧

提出年月	提出先	具申書タイトル	イスラム文庫 (整理済み)
1943年6月	大東亜省	「中国要人子弟ノ留日教育ニ関スル件」	75
1943年9月	大東亜省	「大東亜共栄圏ノ留日学生育成ニ関スル件」	74
1943年12月	外務・大東亜省	「西亜向け放送ニ就テ」	217
1943年度	外務・大東亜省	「支那西北地域回教徒ニ対スル宣伝及情報工作ニ就テ」	現存未確認
1943年度	文部省	「国民学校国定教科書初等地理下巻中ノ回教関係記事ニ関スル具申書」	現存未確認
1944年4月	大東亜省	「回教徒留學生取扱ビニ関スル具申書」	71-72

参照：「昭和十八年度事業報告」「イスラム文庫」整理済み39

や宮元秀雄（回教協会職員）をジャワに派遣し、工作に従事させた⁷²。宮元は1944年2月「ジャワ軍政下に於ける回教徒工作状況」⁷³という報告書を記し、また、回教政策審議会では、彼等の意見を聴取して44年1月「現地ニ於ケル回教工作ニ就テ」⁷⁴なる意見具申書を作成した。ただし、回教協会の南方関与は数人の派遣・視察に留まり、現地に回教協会の支部を置いたり、現地組織を傘下に置いたりするようなことは一切なかった。44年8月に作成された、米国戦略事務局（Office of Strategic Services：以下OSS）のレポートでは、「回教協会は陸軍と密接な関係を持ち、全占領地のムスリム諸団体を統括する強大な権限を有する団体」（以上要約）という記述⁷⁵が出てくるが、これは明確な誤りである。同史料は、日本における権威あるイスラーム辞典⁷⁶の「大本回教協会」の項目でも無批判に引用されるように影響力を持つ史料であるが、同史料は他にも事実誤認がきわめて多く、史料として用いるべきではない⁷⁷。

四王天会長期の回教協会は、従来の「全方位」回教政策（＝中東を含めた全イスラーム世界を対象）から、「大東亜」回教政策（＝日本の勢力圏内に重点）へと活動の軸足をシフトさせた。ただし、回教協会は占領地に支部を置いたりせず、意見の具申と数名の人員の派遣にとどめ、OSS レポートに書かれたような活動は一切行っていなかった。また、外務省の依頼による西アジア向け放送原稿の執筆も継続的に行っており、「全方位」回教政策を完全に放棄したわけでもなかった。大東亜共栄圏工作に重点を移しつつも、大本回教協会は活動拠点をあくまで国内に置き、全イスラーム世界を対象とした文化工作団体としての姿勢を保った。

おわりに

本稿では、四王天延孝が会長を務めた、1942年11月から1945年8月終戦までの大本回教協会の活動を追った。回教協会に対しては過去の人事・業績等により、その存続が疑問視されていた。これを察知した回教協会はその人事の刷新を図ることにした。第二代会長に据えられたのは四王天延孝であるが、実権は専務理事の大村謙太郎が握っていた。この新体制の回教協会が直面していたのは、回教協会廃止の危機であった。これに対し、四王天会長は衆院議員としての自らの身分を最大限に活用し、第81回帝国議会において議会工作を展開していくことになる。そして、回教政策を衆院本会議の議題とすることに成功し、外相・大東亜相の言質を得ることに成功する。回教協会はこの言質を担保に政府側と粘り強い交渉に当たることになる。

この交渉の結果、1943年7月に補助金の下附が決定される。その上、従来補助金を支出していた外務省に加え、大東亜省からも下附がなされるようになった。ただし、両省とも厳しい注文をつけた。以後の回教協会はこの際出された外務・大東亜両省事業指示に従って活動を行うようになる。それと前後して、専務理事の大村によって協会内部の改革が行われている。まず、人事の大刷新を行い、また、回教協会内に回教政策審議会を組織し、政府の政策に資する諸提言を行う体制を整えた。審議会で作成された具申書の大部分は大東亜省に提出され、結果、翌年度より補助金は大増額を受けることになる。

四王天会長期の回教協会の主要なる事業として省庁向けの具申書作成と西アジア向け放送原稿の作成が挙げられる。他には、大蔵省より払い下げを受けて、来日ムスリム用のインフラ整備を行った。要するに、四王天期の回教協会の事業のほとんどは国策協力に充てられた。国策団体でありながら国策に左右されない独自路線（＝平和的な文化宣伝）を志向していた、林期回教協会から大きな転換が図られたのである。

回教協会は、1943年に至りようやく政府の方針が貫徹される体制を整えたことになる。しかし、既に中東諸国の多くと断交しており、外務省の回教政策（＝「全方位」回教政策）が取るべき選択肢は電波による宣伝（＝ラジオ）しか残されていなかった。補助金額を見ても分かるように、回教協会の活動は中東を含めた「全方位」回教政策から、「大東亜」回教政策にその優先順位をシフトしていた。結果、元々陸軍の職掌とされ、従来回教協会の関わりが薄かった東アジア占領地の回教政策にも大日本回教協会に関わることになる。この事態をもたらしたのは大東亜省が熱心に回教協会支援を行ったためである。その要因は大東亜共栄圏の維持のためには共栄圏内ムスリムの民心掌握が不可欠であったことと、外務省との角逐であった。大東亜省の登場により、陸軍・外務省が回教政策において分業体制を敷いていた時代は終わる。ただし、回教協会の関与はあくまで意見具申や数人の人員派遣といった「協力」に留まり、OSSレポートにあるような、全占領地ムスリム団体の統轄を行っていた事実はない。そして、西アジア向け宣伝ラジオ放送が終戦まで継続されたように、「全方位」回教政策が完全に放棄されたわけではなかった点は注意を要する。とはいえ、もし、回教協会がより早く秩序ある体制を整えていたら、OSSレポートにあるように、回教協会が日本の回教政策を一元的に管理する事態も或いはあり得たのかもしれない。

敗戦に伴う回教協会の動向について、最後に言及しておきたい。大日本回教協会は1945年10月23日に解散した。最も重要な解散理由は、逆説的であるが、イスラームに対する研究活動を終了させないことにあった⁷⁸。従来の回教協会の性格に鑑みれば、進

駐軍による強制解散及び関係文書の接収は免れない状況にあった。事実、四天王は同年12月2日、A級戦犯容疑者としてGHQに逮捕されている（後不起訴処分）⁷⁹。しかし、回教協会内部では回教政策の継続は不可能であっても、基礎研究の継続は可能であり必要と見ていた⁸⁰。そのため、強制解散の前に自発的に回教協会を解散し、新団体を立ち上げて研究部門とその成果の温存を図ることになった。そして、同年11月大村が中心になり、調査研究部門を母体に日本イスラム協会が発足したのである。同協会は、イスラム研究に関する日本有数の学術団体として、2015年現在も存続している。

註

- 1 島田大輔（2009）：『戦中期の西アジア向け宣伝ラジオ放送と大日本回教協会』（『メディア史研究』第25号）。
- 2 島田大輔（2015）：『昭和戦前期における回教政策に関する考察——大日本回教協会を中心に——』（『一神教世界』第6号）。
- 3 白杵陽（2006）：『戦前日本の「回教徒問題」研究——回教圏研究所を中心として——』（『岩波講座「帝国」日本の学知3 東洋学の磁場』岩波書店）。
- 4 重親知左子（2003）：『松坂屋回教圏展覧会の周辺』（『大阪大学言語文化学』第12号）、及び、重親知左子（2005）：『宗教団体をめぐる回教公認問題の背景』（『大阪大学言語文化学』第14号）、重親知左子（2008）：『戦中期日本のイスラーム啓蒙活動——月刊『回教世界』をめぐる一考察——』（『アラブ・イスラム研究』第6号）。
- 5 店田廣文（2006）：『戦中期日本における回教研究—『大日本回教協会寄託資料「イスラム文庫』の分析を中心に』（『社会学年誌』第47号）は、筆者の研究以外では、1939～45年の回教協会の活動が扱われている。ほぼ唯一の例外であるが、分析対象は回教協会の調査活動に限られている。
- 6 前掲、島田（2015）。
- 7 イスラム文庫の目録は、店田廣文『戦中期日本におけるイスラーム研究の成果と評価——早稲田大学「イスラム文庫」の分析——』平成15/16年度科学研究費補助金基盤研究（C2）研究成果報告書、2005年。以下の出典では、目録の番号を用いた。なお、「イスラム文庫」所蔵史料は、「整理済み資料」「未整理資料」の二種に暫定的に整理されており（2015年時点）、典拠を示す際、区別を明記した。
- 8 例外は、前掲、店田（2006）と前掲、島田（2009）（2015）くらいである。
- 9 調査部第三課長「高裁案 大日本回教協会ニ対スル補助金ニ関スル件」（1940年4月24日裁決）、外務省外交史料館蔵外務省記録「本邦ニ於ケル宗教及布教雑件 回教関係」（以下、「本邦回教関係」）、1039頁。
- 10 回教協会設立経緯は、前掲、白杵（2006）及び、島田（2015）を参照。
- 11 以上の、回教協会＝外務省の外郭団体説、及び回教政策分業説は、前掲、島田（2015）を参照。
- 12 回教協会（特に林会長期）の対外政策志向に関して、大日本回教協会『東半球に於ける防共鉄壁構成と回教徒』（大日本回教協会、1939年）を材料として、当時の日本の国策（＝防共主義）に順応的で、軍事的見地が濃厚にあったと説明されることが多々ある（前掲、白杵（2006）など）。回教協会が防共主義をその主張の一端として持っていたことは筆者も否定しないが、パンフレット

- トだけでなく、外務省記録や「イスラム文庫」などの一次史料を子細に分析すると、実態としては文化宣伝に重点を置いており、回教協会のそうした志向が「国策に寄与しない」として政府関係者から白眼視されていたのは明らかである（前掲、島田（2015）参照）。上記パンフレットだけで回教協会の性格を説明するのは無理がある。
- 13 以上、同上論文、参照。
 - 14 大橋外務次官から大日本回教協会理事長松島肇、欧三機密口号「大日本回教協会ニ対シ昭和十六年度補助金下付ニ関スル件」（1941年7月）「本邦回教関係」1083-1085頁。
 - 15 「大日本回教協会評議員会議事録」（1942年11月7日）「イスラム文庫」整理済み39。
 - 16 「大日本回教協会会則」（1942年11月7日）「イスラム文庫」整理済み39。なお、「イスラム文庫」整理済み39は「議事録」と表題されたファイルで、回教協会の意思決定に関する重要文書が数多く合冊所蔵されている。「整理済み39」が以下頻出・重複するのは、以上の経緯による。
 - 17 大村謙太郎（1962）：「大村謙太郎氏談話」（談話期日 1962年7月）『イスラム世界』第45号、1995年）。
 - 18 四王天延孝談「実は自分が林会長から本会の会長を引き継がれる時ぞ陣容の一新を懇願され資格は問はないが是非大村君を起用し大いにその協力を得られることが善かろうとの御忠言を受けその通り実行して来たのである」（四王天延孝「会長就任満二年に際しての訓辞」（1944年11月）「イスラム文庫」整理済み84）。
 - 19 松本俊一外務次官から大日本回教協会、政務局第五課極秘半公信「大日本回教協会に対し補助金打切の件」（1943年2月18日発送）「本邦回教関係」1114-1115頁。
 - 20 四王天延孝「四王天会長の理事・職員に対する訓辞」（1943年7月17日）「イスラム文庫」整理済み83。
 - 21 出典同上。
 - 22 大日本回教協会『回教最古の王国イエーメン国王子との談話』（大日本回教協会、1939年）、14頁。
 - 23 第二次世界大戦の影響で、イラク、イラン、エジプト大使館は全て1942年閉鎖。アレキサンドリア、カサブランカ、ベイルート、ポートサイド領事館も41年までに全て閉鎖。
 - 24 以下の第81回帝国議会における議論に関しては『帝国議会衆議院議事速記録』第78巻（東京大学出版会、1985年）、『帝国議会衆議院委員会会議録』昭和篇第148巻（東京大学出版会、1995年）を参照した。
 - 25 前掲、重親（2005）参照。
 - 26 前掲、「大日本回教協会に対し補助金打切の件」。
 - 27 大日本回教協会調査部『第八十一回帝国議会に於ける回教問題の審議』（大日本回教協会、1943年）。
 - 28 大川周明（1942）：『回教概論』（中公文庫、1992年）（旧版：1942年慶応書房）。
 - 29 大川周明のイスラーム研究については、三沢伸生（2003）：「大川周明と日本のイスラーム研究」（『アジア・アフリカ文化研究所研究年報—2002年度—』第37号）、松本健一（2004）：『大川周明』岩波現代文庫を参照。
 - 30 波多野澄雄（1996）：『太平洋戦争とアジア外交』東京大学出版会、170頁。
 - 31 大川周明顕彰会『大川周明日記』（岩崎学術出版社、1986年）、252—256頁。
 - 32 「今般大東亜省トノ協議ノ結果当省ヨリ貴協会ニ対シ本年度補助金五万円也ヲ支給スルコトナリタル処（大東亜省ヨリハ別ニ金八万円也支給ノ筈）」（外務省「大日本回教協会当面ノ事業ニ関スル指示」（1943年7月13日）「イスラム文庫」整理済み39）。

-
- 33 前掲、「イスラム文庫」整理済み84。
- 34 前掲、「イスラム文庫」整理済み83。
- 35 前掲、外務省「大本回教協会当面ノ事業ニ関スル指示」。
- 36 大東亜省総務局総務課「大本回教協会ノ当面ノ事業ニ関スル指示」（1943年7月9日）「イスラム文庫」整理済み39。
- 37 大村謙太郎（1958）：『ティベットの概説』西蔵大蔵経研究会。
- 38 回教研究所については、白村陽（2002）：「戦時下回教研究の遺産——戦後日本のイスラーム地域研究のプロトタイプとして——」（『思想』第941号）、大澤広嗣（2004）：「昭和前期におけるイスラーム研究」（『宗教学研究』第78号第2巻）など参照。
- 39 クルハンガリーに関しては、松長昭（2008）：「東京回教団長クルハンガリーの追放とイスラーム政策の展開」（坂本勉編『日中戦争とイスラーム』、慶応義塾大学出版会）など参照。
- 40 以上の内容は以下の二種類の大村謙太郎談話を参照した。①大村謙太郎（1945）：「時局の急変に際して回教問題を回顧す」（1945年8月18日於大本回教協会勉強会）「大本回教協会勉強会講演草稿」『イスラム文庫』整理済み161、②前掲、大村（1962）。
- 41 以上の大村についての履歴は、『人事興信録』1948年版、1959年版及び上司の本人の回想を参照。
- 42 前掲、「イスラム文庫」整理済み84。
- 43 「大本回教協会会則」（『イスラム文庫』整理済み39）巻末に、林期と四王天期当初の役員・評議員の名簿がある。
- 44 前掲、大村（1962）参照。
- 45 「大本回教協会回教政策審議会規則」（1944年8月改訂）「イスラム文庫」整理済み47。
- 46 「現地ニ於ケル回教工作ニ就イテ」（1943年11月25日）「回教政策審議会記録書」（『イスラム文庫』整理済み78）。
- 47 現時点で実際に表彰が確認できるのは、1944年11月14日のみ（古在由重「戦中日記」（1944年11月14日）（『古在由重著作集』第六巻、勁草書房、1967年、所収）及前掲、「イスラム文庫」整理済み84）のみであるが、林会長期には、存在しない制度であり、職員の志気高揚という点では重要な改革であると注目したい。
- 48 前掲、「イスラム文庫」整理済み84。
- 49 「本会は従来三部制にて、総務部、事業部、調査部に分れて居るが、今般、会計を独立せしめ、理事室直属とすることとする」（前掲、「イスラム文庫」整理済み83）。
- 50 「尚当年度即ち十九年度は外務省は従前通り五万円であるが、大東亜省は一躍二十万円に増額された」（前掲、「イスラム文庫」整理済み84）。
- 51 「昭和19年度大東亜省所管予定経費請求書各目明細書（第八十四回帝国議会）」（外務省外交史料館蔵茗荷谷研修所日蔵記録、大東亜省H1「助成関係雑件」）。
- 52 前掲、「イスラム文庫」整理済み83。
- 53 四王天会長挨拶「大本回教協会評議員議事録」（1945年6月22日）「イスラム文庫」整理済み39。
- 54 前掲、島田（2009）。
- 55 青山光二（1987）：「今だから語れるわが青春喜劇」（『新潮45』1987年11月号）。
- 56 イブラヒムの伝記は、小松久男（2008）：『イブラヒム、日本への旅』刀水書房。
- 57 「昭和十九年度事業報告」『イスラム文庫』整理済み39。
- 58 設立事実に関しては「昭和十九年度事業報告」『イスラム文庫』整理済み39。また払下げにあたって、回教協会が大蔵省に出した払下げ申請書が現存している。「不動産払下許可申請書」（1943

- 年3月)「イスラム文庫」整理済み90-99。
- 59 前掲、古在由重「戦中日記」(1944年5月16日)。
- 60 「昭和十九年度事業報告」「イスラム文庫」整理済み39。
- 61 大村謙太郎「時局の急変に際して回教問題を回顧す」(1945年8月18日於大日本回教協会勉強会)、「大日本回教協会勉強会講演草稿」「イスラム文庫」整理済み161。
- 62 大東亜省の史料現存状況については、波多野登雄氏が以下のように述べている。「大東亜省の動静を伝えるまとまった記録類は外務省にも、また国立公文書館などの機関にも存在せず、現状では外務省などに配布・回覧されている場合にのみ知り得る。したがって、「アジア外交」に関する大東亜省の施策を系統的に知ることは不可能」(前掲、波多野(1996)、5頁)。
- 63 百瀬孝(1990):『事典昭和戦前期の日本 制度と実態』吉川弘文館、159頁。
- 64 前掲、「イスラム文庫」整理済み83。
- 65 「大東亜政略指導大綱」(1943年5月31日御前会議決定)『日本外交文書並主要文書』下(原書房、1965年)。
- 66 大政翼賛会調査会第十委員会「大東亜建設ノ文教政策ニスル調査報告書」(1943年6月)14頁(国立公文書館公文雑纂1943年7巻内閣7内閣7「大政翼賛会関係二」)。
- 67 ジャワ地域のムスリム宣撫が成功例として知られている。倉沢愛子(1981):「動員と統制—日本軍政期のジャワにおけるイスラム宣撫工作について—」(『東南アジア—歴史と文化—』第10号)、及び、小林寧子(2006):「イスラーム政策と占領地支配」(『岩波講座 アジア・太平洋戦争 7 支配と暴力』岩波書店)など参照。
- 68 特に中国におけるムスリム宣撫は失敗に終わった。新保敦子(1998):「日中戦争時期における日本と中国イスラム教徒」(『アジア教育史研究』第7号)、坂本勉(2008):「アブデュルレシト・イブラヒムの再来日と露獨政権下のイスラーム政策」(前掲、『日中戦争とイスラーム』、安藤潤一郎(2014):「日本占領下華北における中国回教総聯合会の設立と回民社会」(『アジア・アフリカ言語文化研究』第87号)など参照。
- 69 前掲、百瀬(1990)、160頁。
- 70 前掲、波多野(1996)の第三章『「大東亜建設」と大東亜省』(57-75頁)を参照。
- 71 1943年に「南方向指導員用回教手引」「支那方向指導員回教手引」を編集したとの記述がある(前掲、「昭和十八年度事業報告」「イスラム文庫」整理済み39)。
- 72 前掲、小林(2006)、85-86頁参照。
- 73 宮元秀雄「ジャワ軍政下に於ける回教徒工作状況」(1944年2月)「イスラム文庫」整理済み319。
- 74 「現地ニ於ケル回教工作ニ就テ」(1943年11月25日)「回教政策審議会記録書」「イスラム文庫」整理済み78。
- 75 Office of Strategic Service, R&A reports no.890.2, *Japanese attempt at Infiltration among Muslims in Russia and Her Borderlands*(August 1944), pp36-37.
- 76 大塚和夫他編『岩波イスラーム辞典』(岩波書店、2002年)。
- 77 前掲、臼杵(2006)でも、OSS報告の事実認識が指摘されている(223-224頁)。
- 78 解散理由については、四王天延孝「大日本回教協会解散式訓話要項」(1945年10月15日)('イスラム文庫'整理済み85)を参照。
- 79 なお、四王天の尋問に当たって、些少であるが、大日本回教協会のことが調べられている(栗屋憲太郎・吉田裕編『国際検察局(IPS)尋問調書』第23巻(日本図書センター、1993年)。
- 80 この点については以下を参照。四王天延孝「大日本回教協会解散式当日訓話要項」(1945年10月23日)「イスラム文庫」整理済み86、及び前掲、「イスラム文庫」整理済み85。